



宮行発第 157 号

平成24年7月27日

日本行政書士会連合会
東北地方協議会
各単位会会長 様

宮城県行政書士会
会長 高橋靖祐
申請取次行政書士管理委員会
委員長 櫻井克俊



新在留管理制度に関する研修会の開催について（案内）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の運営につきましては、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、宮城県行政書士会と申請取次行政書士管理委員会は、平成23年10月21日に、仙台入国管理局を表敬訪問いたしました。訪問したのは、高橋靖祐会長、申請取次管理委員会委員2名、宮城会事務局長の計4名です。

貝谷仙台入国管理局長(現東京入国管理局長)、浅岡首席審査官と面談し、申請取次行政書士制度について理解と協力を求め、仙台入国管理局側からも、研修会等の講師派遣については協力する旨の回答をいただいております。そのなかで、浅岡首席審査官より、仙台入国管理局の希望としては、例えば、東北地方を二つに分けて南東北三県（福島・宮城・山形）と北東北三県（岩手・秋田・青森）での合同研修会のような形をとってもらえれば、非常にありがたいという話がありました。

このたび、平成24年8月24日に仙台入国管理局より講師を招いて、新在留管理制度に関する研修会を開催しますが、仙台入国管理局の希望もありますので、各単位会におかれましては、届出をしている行政書士の会員の方が一人でも多く参加されますよう周知願います。

研修会開催の案内を送付申し上げます。

該当者各位

宮城県行政書士会
会長 高橋靖祐
申請取次行政書士管理委員会
委員長 櫻井克俊

新在留管理制度に関する研修会の開催について

本年7月9日より、改正入管法が施行となりました。在留カード発行に伴い、申請する外国人本人の写真(4cm×3cm)の提出や許可時の在留カードの受取等について、行政書士の取次制度も変わりました。つきましては、本研修を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

- ◆開催日時：平成24年8月24日(金)
午後1時～午後3時
- ◆会場：東京エレクトロンホール宮城 6階 602
(住所：仙台市青葉区国分町3-3-7 TEL：022-225-8641)
- ◆対象者：仙台入国管理局届出済行政書士会員 ◆定員：100名(申込先着順)
- ◆申込締切：平成24年8月17日(金)
- ◆研修会費：500円(当日持参ください。)

プログラム

●【8月24日(金)】

時限	時間帯	講義内容
開講	13:00～13:10	開講挨拶、事務連絡
第1時限 (60分)	13:10～14:10	「改正入管法と新在留管理制度における取次制度について」 仙台入国管理局 審査部門 統括審査官 工藤信裕 様
休憩	14:10～14:20	
第2時限 (30分)	14:20～14:50	「パスポート、外国人登録証明書の見方について」 宮城県行政書士会 申請取次行政書士管理委員会 委員長 櫻井克俊
閉講	14:50～15:00	挨拶、事務連絡

- ※ 各科目の講義内容、時間割、時間配分等に変更が生じる場合がありますので、予めご了承ください。
- ※ 申込後の欠席は、資料等に無駄を生じますので、早急のご連絡をお願い申し上げます。
- ※ 参加申し込みは、FAX・TELまたはE-mailで事務局宛お願い致します。FAXの場合は、下記の必要事項を記入の上送信してください。

研修会参加申込書 (8月24日開催)

宮城県行政書士会 行 (FAX022-261-0610)

- ・研修会に参加いたします。

所属単位会 _____ 行政書士会 _____ 所属支部 _____ 支部 _____

会員番号 _____ 氏 名 _____